資料２

大阪府SDGs推進本部設置要綱

（目的）

第１条　持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、府施策の総合的推進を図るため、庁内関係部局による大阪府SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第２条　本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表(1)に掲げる本部員をもって組織する。

（所管事項）

第３条　本部は、第１条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

(1)　SDGsの理念の普及、理解の促進に関すること。

(2)　SDGsの達成に向けた取組の推進に関すること。

(3)　その他第１条の目的を達成するために必要なこと。

（会議）

第４条　本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐する。

（幹事会）

第５条　第３条の所管事項に関する連絡調整を行うため、本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び別表(2)に掲げる幹事をもって組織する。

３　幹事長は、企画室長をもって充てる。

４　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

（事務局）

第６条　本部の事務局は、企画室に置く。

　　附　則

（施行期日）

この要綱は、平成30年４月２日から施行する。

別表(1)

|  |
| --- |
| 副首都推進局長危機管理監政策企画部長総務部長財務部長府民文化部長ＩＲ推進局長福祉部長健康医療部長商工労働部長環境農林水産部長都市整備部長住宅まちづくり部長会計管理者兼会計局長議会事務局長教育長監査委員事務局長人事委員会事務局長警察本部総務部長 |

別表(2)

|  |
| --- |
| 副首都推進局総務担当課長危機管理室防災企画課長青少年・地域安全室治安対策課長政策企画部政策企画総務課長政策企画部企画室計画課長総務部法務課長総務部市町村課長財務部財政課長府民文化部府民文化総務課長府民文化部都市魅力創造局国際課長ＩＲ推進局企画課長福祉部福祉総務課長健康医療部健康医療総務課長商工労働部商工労働総務課長環境農林水産部環境農林水産総務課長都市整備部都市整備総務課長住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長会計局会計総務課長議会事務局総務課長教育庁教育総務企画課長監査委員事務局監査第一課長人事委員会事務局任用審査課長警察本部警務部警務課長 |